



狩猟者の皆様へ



～狩猟に伴う事件・事故防止のための注意事項～

その1

猟場は狩猟者だけの場所ではありません。
周囲の状況をよく**確認**しましょう。



その2

猟銃等を**携帯・運搬**するときは、**銃全体を覆う**ことが必要です。「すぐそこまで」でも、**覆い**を**忘れず**に！

その3

発射する必要がないときは、**実包を装てん**してはいけません。**狩猟中の移動**の際には**必ず脱包**してください。



その4

自動車は保管庫ではありません。自動車に**猟銃等**を**放置**することがないように**保管管理**を**徹底**しましょう。

その5

矢先の安全が**確認**できないときは、**絶対に発射**してはいけません。



過去に暴発事故や
矢先の安全の不確認
による事故が発生し
ています。



事件・事故防止
のため、関係法令
を遵守しましょう。



長野県の狩猟期間

令和6年11月15日から令和7年2月15日

※ただし、ニホンジカ、イノシシのわなによる狩猟については、
令和6年11月15日から令和7年3月15日